破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２０号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川36番地１
債務者　有限会社山本工業
代表者代表取締役　山本　愛子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川27番地１
債務者　有限会社ヤマケン電子
代表者代表取締役　山本　賢生
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢113番地４
債務者　カナディアンホームズ有限会社
代表者代表取締役　櫻庭　仁志
１　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後２時30分
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３４号
福島県会津若松市西七日町５番35号
債務者　株式会社渡部製パン店
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福西　宜孝
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時10分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
名古屋市瑞穂区萩山町３丁目26番地の１
債務者　有限会社ライフ工房
代表者代表取締役　尾﨑　貞美
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１号
熊本県八代市本町２丁目４番13号
債務者　株式会社大同組
代表者代表取締役　川辺　茂雄
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２４４号
東京都小平市小川町１丁目80番地
債務者　有限会社池村商会
代表者代表取締役　池村　勝力
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　啓介
４　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８０号
東京都八王子市追分町14番３号
債務者　森本電機株式会社
代表者代表取締役　森本　芳治
１　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末次　弘明
４　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３号
金沢市三口新町２丁目１番６号
債務者　瀬戸建設株式会社
代表者代表取締役　瀬戸　　修
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野田　政仁
４　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前11時
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４４号
山梨県都留市上谷６丁目10番２号
債務者　株式会社Ｌｉｖｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
代表者代表取締役　今井　隆志
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
４　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後２時40分
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４５号
富山県高岡市姫野字反官免518番地１
債務者　株式会社キハナ
代表者代表取締役　今井　隆志
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
４　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後２時50分
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４３号
山口県下関市大字田倉678番地
債務者　株式会社溝田組
代表者代表取締役　岡本　義浩
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若松　敏幸
４　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
広島県庄原市新庄町270番地の19
債務者　株式会社玉川工務店
代表者代表取締役　玉川　　淳
１　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩木　孝和
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６４号
大阪市西区千代崎２丁目18番４―1001号
債務者　有限会社アイエフ
代表者取締役　生駒　達郎
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　貴則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５９号
大阪府寝屋川市太秦東が丘26―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市石津中町２番17号
債務者　丸栄土木建材株式会社
代表者代表取締役　福田　臣吾
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部